

議案第93号

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、消防法施行令の一部改正に鑑み、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の設置に関する技術上の基準を改める必要があるによる。

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例

福岡市火災予防条例（昭和37年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第34条の4第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同項第2号中「主要構造部が耐火構造であるか」を「特定主要構造部を耐火構造とし」に、「不燃材料で造られている」を「主要構造部を不燃材料で造つた」に、「主要構造部が耐火構造で、かつ」を「特定主要構造部を耐火構造とし、かつ」に、「主要構造部が耐火構造であるもの」を「特定主要構造部を耐火構造としたもの」に改める。

第34条の7第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。